

寄附金等受入規程

平成17年 3月31日 規程第17- 32号
改正 平成17年 9月30日 規程第17-103号
改正 平成19年 3月26日 規程第19- 4号
改正 平成24年 3月23日 規程第24- 11号
改正 平成30年 6月29日 規程第30- 50号
改正 平成31年3月29日 規程第31- 33号
改正 令和3年4月14日 規程令和第3-26号

- 第1章 総則(第1条～第3条)
 - 第2章 使途特定寄附金(第4条～第7条)
 - 第3章 募集特定寄附金(第8条～第11条)
 - 第4章 一般寄附金(第12条～第14条)
 - 第5章 助成金(第15条、第16条)
 - 第6章 雑則(第17条～第21条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下、「機構」という。)における寄附金及び助成金(以下「寄附金等」という。)の受入れに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「寄附金」とは、機構の業務の奨励を目的として寄附される現金、有価証券及び寄附物品等をいう。

2 この規程において「寄附物品等」とは、機構の業務の奨励を目的として寄附される研究用資材、部品等の物品及び機械装置工具、土地、建物等の有形固定資産並びに工業所有権等の無形固定資産を総称していう。

3 この規程において「寄附申込者」とは、本規程の定めにより機構に対し寄附金等の申込みを行う者をいい、「寄附者」とは、当該申込みの内容に応じて機構に対し寄附金等の入金又は寄附物品等の引渡しを行った者をいう。

4 この規程において「使途特定寄附金」とは、寄附金のうち、寄附の申込みにあたり、寄附者があらかじめ使途を特定するものをいう。

5 この規程において「助成金」とは、機構以外の第三者から機構の役職員個人に対して供与される現金及び寄附物品等であって、当該役職員が携わる研究開発の奨励を目的として行われるものをいう。

6 この規程において「募集特定寄附金」とは、寄附金のうち、寄附の募集にあたり、機構があらかじめ使途を特定するものをいう。

7 この規程において「一般寄附金」とは、寄附金のうち、寄附の申込みにあたり、寄附者があらかじめ使途を特定しないものをいう。

(運用及び受入基準等)

第3条 機構は、受け入れた寄附金等を、寄附者又は機構の特定する用途に沿って有効かつ効果的に使用する。

2 理事長は、寄附金等が次の各号のいずれかに該当する場合は、受け入れない。

- (1) 寄附金等により取得した財産を無償で寄附者に譲与する場合
 - (2) 寄附金等を受け入れて実施する学術研究等の機構の業務において得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権並びにこれらに準ずる権利を寄附者に譲渡する又は使用させる場合
 - (3) 寄附金等の使用について、寄附者が会計の検査(これに類するものを含む。)を行う場合
 - (4) 機構が寄附金等を受け入れた後、寄附者がその意思により寄附金等の全部又は一部を取り消すことができる場合
 - (5) 寄附金等を受け入れることによって、機構に過度の財政負担が生ずる場合
 - (6) 寄附者が反対給付を求める場合その他機構の業務に支障があると認められる場合
- 3 理事長は、寄附金等が前項各号に該当すると判断した場合には、寄附申込者又は寄附者に対して当該寄附金等を受け入れない旨通知するものとする。

第2章 用途特定寄附金

(用途特定寄附金の申込手続)

第4条 理事長は、寄附申込者による用途特定寄附金の申込みについて、当該寄附申込者の寄附の意思を表する文書(以下「寄附申込書」という。)の提出をもって受け付ける。

2 前項に定める寄附の申込手続については、総務部長が別に定める。

(用途特定寄附金の受入れ等の決定)

第5条 理事長は、前条の申込みを受け付けたときは、寄附申込書に記載された用途特定寄附金の用途が機構の業務目的に合致すること及び当該申込みに係る用途特定寄附金が第3条第2項各号に該当しないことを確認する。

2 前項に定める業務は、当該用途特定寄附金の定める用途に係る業務を担当する組織を所管する理事(複数の組織に該当する場合には、それぞれの組織を所管する理事)がこれを行う。

3 前項の理事は、第1項に定める業務を行ったときは、総務部長が別に定めるところにより、その結果を理事長に報告する。

4 理事長は、前項による報告を受けたときは、当該報告を基に用途特定寄附金の受入れの可否及び用途特定寄附金を使用する役職員を決定する。

5 前各項の定めにかかわらず、前条の申込みを受けた用途特定寄附金が寄附物品等であって、会計規程(規程第15-43号)で定める固定資産及び棚卸資産のいずれにも該当しない場合については、当該用途特定寄附金の定める用途に係る業務を所掌する組織の長(決裁規程(規程第15-20号)第2条第8号の部長等をいう。)が前項の決定を行う。

(用途特定寄附金の受入れ可否決定後の手続)

第6条 理事長は、前条第4項に基づき用途特定寄附金の受入れ可否を決定した場合は、その決定結果を寄附申込者に通知する。ただし、寄附申込書が当該通知を希望しないときは、この限りでない。

2 理事長は、受入れを決定した用途特定寄附金が現金又は有価証券の場合、会計規程第4条第1項に規定する収入又は支出に関する責任者に対しその内容を通知する。

3 理事長は、受入れを決定した用途特定寄附金が寄附物品等の場合であって、会計規程に定める

固定資産又は棚卸資産に該当する場合には、資産取扱要領(財務部長通達第15-1号)第6条第1項に定める資産責任者に、当該固定資産及び棚卸資産の取得に必要となる事務を行わせる。

4 理事長は、受入れを決定した使途特定寄附金の入金、有価証券の受領又は寄附物品等の引渡しを受けた場合には、受領書を当該寄附者に送付する。ただし、寄附者が受領書の送付を希望しないときは、この限りでない。

5 前各項に定める理事長の権限は、総務部長が専決する。

6 第1項から第4項までに定める手続きに必要な事項は、総務部長が別に定める。

(職員の異動に伴う措置)

第7条 第5条第4項により使途特定寄附金の使用を指定された役職員が他の国立大学法人その他の所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条に該当する機関(以下、「国立大学法人等」という。)に異動し、機構が当該寄附金の目的を達成できなくなった場合、理事長は、当該使途特定寄附金等を当該役職員の異動先の国立大学法人等に引き継ぐことができる。

2 他の国立大学法人等から機構への役職員の異動に伴って、当該国立大学法人等から引継ぎの申し入れがあった場合は、第5条及び第6条の定めに基づいて取り扱う。この場合、第5条第1項中「前条の申込みを受け付けたとき」とあるのは、「国立大学法人等から寄附金の引継ぎの申し入れがあったとき」と読み替えるものとする。

3 理事長は、第5条第4項により使途特定寄附金の使用を指定された役職員が退職又は所属部署の変更したことにより、当該寄附金の目的を達成できなくなった場合、同条に定める手続きに従い、当該寄附金を使用する役職員を変更することができる。この場合、同条第1項中「前条の申込みを受け付けたとき」とあるのは、「使途特定寄附金の使用を指定された役職員を変更するとき」と読み替えるものとする。

4 前項の定めにかかわらず、理事長は、寄附金(ただし、現金による寄附の場合に限る。)の使途に適合した業務を行う役職員が機構内に認められない場合、当該寄附金のうち定められた使途に用いられていない金額があるときには、寄附者に当該金額を返金することができる。

5 前項に定める寄附者が寄附金の返金を希望しない場合、返金できなかった現金を一般寄附金として機構が受け入れたものとして取り扱う。この場合、第14条第1項及び同条第4項に定める手続きは省略するものとする。

第3章 募集特定寄附金

(募集特定寄附金の募集提案及び決定)

第8条 組織規程(規程第15-3号)第6条、第7条第2項から第4項まで、第8条及び第9条に定める組織の長には、それぞれの組織の所管する事業に関する募集特定寄附金の募集とその使途について、総務部長に提案することができる。

2 総務部長は、前項の提案を受けた場合は、経営推進部長と協議の上、当該提案について調整し、理事長に提案する。

3 理事長は、前項の提案を基に、募集の実施の適否を決定する。

4 総務部長は、前項の定めにより募集の実施が決定された場合は、募集に関する事務を行う。

5 第3項に定める理事長の権限は、総務担当理事が専決する。この場合において、第2項中「理事長に提案する」とあるのは、「総務担当理事に提案する」に読み替えるものとする。

(募集特定寄附金の申込手続)

第9条 理事長は、寄附申込者による募集特定寄附金の申込みについて、機構が指定した方法による入金、受領若しくは引渡し又は寄附申込書の提出をもって受け付ける。

2 前項に定める寄附の申込手続については、総務部長が別に定める。

(募集特定寄附金の受入れの決定)

第10条 理事長は、前条の申込みを受け付けたときは、当該申込みに係る募集寄附金が第3条第2項各号に該当しないことを確認する。

2 理事長は、前項の確認結果を基に募集寄附金の受入れの可否を決定する。

3 前2項に定める理事長の権限は、総務部長が専決する。

(募集特定寄附金の受入可否決定後の手続)

第11条 理事長は、前条第2項に基づき募集特定寄附金の受入れの可否を決定した場合には、その決定結果を寄附申込者に通知する。ただし、寄附申込者が当該通知を希望しないときは、この限りでない。

2 理事長は、受入れを決定した募集特定寄附金が現金又は有価証券の場合、会計規程第4条第1項に規定する収入又は支出に関する責任者に対しその内容を通知する。

3 理事長は、受入れを決定した募集特定寄附金が寄附物品等の場合であつて、会計規程に定める固定資産又は棚卸資産に該当する場合には、資産取扱要領第6条1項に定める資産責任者に、当該固定資産又は棚卸資産の取得に必要となる事務を行わせる。

4 理事長は、受入れを決定した募集特定寄附金の入金、有価証券の受領又は寄附物品等の引渡しを受けた場合には、受領書を当該寄附者に送付するものとする。ただし、寄附者が受領書の送付を希望しないときは、この限りでない。

5 前各項に定める理事長の権限は、総務部長が専決する。

6 第1項から第4項までに定める手続に必要な事項は、総務部長が別に定める。

第4章 一般寄附金

(一般寄附金の申込手続)

第12条 理事長は、寄附申込者による一般寄附金の申込みについて、機構が指定した方法による入金、受領若しくは引渡し又は寄附申込書の提出をもって受け付ける。

2 前項に定める寄附の申込手続については、総務部長が別に定める。

(一般寄附金の受入れの決定)

第13条 理事長は、前条の申込みを受け付けたときは、当該申込みに係る一般寄附金が第3条第2項各号に該当しないことを確認する。

2 理事長は、前項の確認結果に基づき、一般寄附金の受入れ可否を決定する。

3 前2項に定める理事長の権限は、総務部長が専決する。

4 総務部長は、理事長に対し、第2項による一般寄附金の受入れ可否の結果について、当該受け入れ可否を決定した日の属する事業年度分について、入金、有価証券の受領又は寄附物品等の引き渡しを受けた後、年度分を取りまとめて速やかに報告する。

(一般寄附金の受入れ可否決定後の手続)

第14条 理事長は、前条第2項に基づき一般寄附金の受入れ可否を決定した場合は、その決定結果を寄附申込者に通知する。ただし、寄附者が当該通知を希望しないときは、この限りでない。

2 理事長は、受入れを決定した一般寄附金が現金又は有価証券の場合、会計規程第4条第1項に規定する収入又は支出に関する責任者に対しその内容を通知する。

3 理事長は、受入れを決定した一般寄附金が寄附物品等の場合であって、会計規程に定める固定資産又は棚卸資産に該当する場合には、資産取扱要領第6条第1項に定める資産責任者の取得に必要な事務を行わせる。

4 理事長は、受入れを決定した一般寄附金の入金、有価証券の受領又は寄附物品等の引渡しを受けた場合には、受領書を当該寄附者に送付する。ただし、寄附者が受領書の送付を希望しないときは、この限りでない。

5 前各項に定める理事長の権限は、総務部長が専決する。

6 理事長は、前条第4項により総務部長から一般寄附金の受入れを決定した旨の報告を受けた後、一般寄附金の用途を決定する。

7 第1項から第4項及び第6項に定める手続きに必要な事項は、総務部長が別に定める。

第5章 助成金

(助成金の取扱い)

第15条 機構の役職員は、当該役職員個人が助成金を供与された場合であって、これが当該職の職務として行う業務に対する供与であるときは、機構にこれを寄附するものとする。

2 前項の場合において、当該役職員の職務として行う業務に対する供与に該当するか否かに疑義があるときは、第5条に定める受入れの決定に係る手続きを行い、職務として行う業務に対する供与に相当するか否かを決定する。

(科学研究費補助金に基づく物品等の寄附)

第16条 この規程の定めに関わらず、機構の役職員が科学研究費補助金等により実施する研究において、役職員が直接経費により購入した設備、備品又は図書を機構に寄附する場合は、科学研究費補助金による研究実施規程(規程第16-36号)、科学研究費補助金等の交付者が定める取扱規程等によることとする。

第6章 雑則

(用途変更)

第17条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附金等の用途を変更することができる。

(1) 寄附金等の用途となった活動が目的を達成又は終了し、寄附金に残額が生じたとき

(2) 用途として特定された活動が中止されたとき

(募金箱の受入れに関する特例)

第18条 募金箱に入金される方法(募金箱により行われる匿名の寄附であって、現金による受入れをいう。)によって行われる場合には、第2章から第4章までの規定については、適用しないものとする。

(寄附金等の公表)

第19条 機構は、毎年度、受け入れた寄附金及び第15条第1項により機構に寄附された助成金の寄附額の合計について、機構の公開ホームページにおいて公表するものとする。

(個人情報の保護)

第20条 機構は、寄附者に関する個人情報について、個人情報保護規程(規程第28-74号)その他関係規程等に基づき、適切に取り扱う。

(その他)

第21条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月30日 規程第17-103号)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月26日 規程第19-4号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日 規程第24-11号)

この規程は、平成24年3月23日から施行する。

附則(平成30年6月29日 規程第30-50号)

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附則(平成31年3月29日 規程第31-33号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則(令和3年4月14日 規程令和第3-26号)

この規程は、令和3年4月14日から施行する。